

与信限度額計算Ⅱ

ここでは以下の6種類の与信限度額を計算します。

限度額算出方法	科目または計算式		概要	
自社財務基準	(1)財務上限基準法	自己資本	純資産合計	自社の財務体力で耐えうる範囲で与信を設定する考え方です。純資産の一定割合(一般的には10%程度)を許容範囲とします。
	(2)売上債権基準法	売上債権	受取手形 + 売掛金・工事未収入金 + 割引手形 + 裏書譲渡手形	自社の売上債権(売掛金、受取手形など)を基準に、どこまで焦げ付いても許容できるか、という視点で設定します。
	(3)決裁限度法	決裁上限金額	社内の決裁権限に応じたの限度額	社内の決裁権限に応じて与信限度額に上限を設ける方法です。他の基準に比べて限度設定の柔軟性にはやや欠けますが、社内方針として、権限に応じた取引限度額をどこまで許容するか、という統制が取り易い考え方です。
取引先財務基準	(4)仕入債務基準法	仕入債務	支払手形 + 買掛金・工事未払金 + 裏書譲渡手形	取引先の貸借対照表における仕入債務(買掛金、支払手形など)から取引先の仕入能力を推定し、その一定割合まで自社の債権を抑える方法です。取引先が破綻した際、被害を丸抱えするリスクは減る一方、仕入債務が大きくなる取引先に対しては、与信限度額が大きく設定されてしまう可能性があります。
	(5)月商一割法	平均月商	売上高÷月数	取引先の平均月商の一定割合の与信限度額に留めておけば、いざという時に比較的容易に商品が引き上げやすいという考えに基づきます。
	(6)内部留保基準法	自己資本	純資産合計	取引先の純資産の蓄積が大きければ、比較的健全性が高いとみられるため、純資産の大きさに対する一定割合の与信を許容する方法です。

各計算式は下記ようになります。

限度額算出方法	与信限度額	格付反映後与信限度額
(1)財務上限基準法	自社自己資本×一定割合	自社自己資本×一定割合×重みづけ*
(2)売上債権基準法	自社売上債権×一定割合	自社売上債権×一定割合×重みづけ
(3)決裁限度法	自社決裁上限金額	自社決裁上限金額×重みづけ
(4)仕入債務基準法	取引先仕入債務×一定割合	取引先仕入債務×一定割合×重みづけ
(5)月商一割法	取引先月商×月商一割	取引先月商×月商一割×重みづけ
(6)内部留保基準法	取引先自己資本×一定割合	取引先自己資本×一定割合×重みづけ

*重みづけ: 格付安全係数(または修正安全係数)